

議案第24号

四万十町介護保険条例の一部を改正する条例について

四万十町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年3月7日 提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町介護保険条例（平成18年四万十町条例第94号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から3年間に改め、同項第1号中「32,400円」を「36,000円」に改め、同項第2号及び第3号中「48,600円」を「50,400円」に改め、同項第4号中「58,320円」を「64,800円」に改め、同項第5号中「64,800円」を「72,000円」に改め、同項第6号中「77,760円」を「86,400円」に改め、同項第7号中「84,240円」を「93,600円」に改め、同項第8号中「97,200円」を「108,000円」に改め、同項第9号中「110,160円」を「122,400円」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から3年間に改め、同項第1号中「29,160円」を「32,400円」に改める。

第17条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。